○中国地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡若桜町大字落折字ユリノ迫二六八番一から同町大字落折字大道端一〇番一地先官有無番地まで	前	一〇・五〇～一八・〇〇メートル	〇・〇七三キロメートル
	後	一四・〇〇～二二・六〇メートル	〇・〇七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	鳥取県八頭郡若桜町大字落折字ユリノ迫二六八番一九から同町大字落折字大道端一〇番一地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日

○中国地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二まで	前	BA 一一・五〇～二一・八〇メートル	一一・二一二キロメートル	
	後	BA 一一・五〇～二一・八〇メートル 一〇・八九～一七一・六〇メートル	一一・二一二キロメートル 一二・三三一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市小郡下郷字西長通七六一番四から同市小郡下郷字下松南二二九九番二まで	前	一三・〇〇～五七・〇〇メートル	〇・六四二キロメートル
	後	二七・〇〇～五七・〇〇メートル	〇・六四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市小郡下郷字西長通七六一番二から同市小郡下郷字下開作二三一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日

○中国地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市掛合町掛合一八三八番三から同市掛合町掛合一八三七番四まで	前	一〇・二二～一五・六四メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	一五・一〇～一五・八三メートル	〇・〇一〇キロメートル
雲南市掛合町掛合一八七八番三地内	前	一三・〇四～一七・〇五メートル	〇・〇四五キロメートル
	後	一四・五七～二五・六五メートル	〇・〇四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市掛合町掛合一八一九番八から同市掛合町掛合一八八二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の日　平成二十三年七月二十九日

○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市豊浜町姫浜字上高丸九五五番一から同市豊浜町姫浜字下高丸九一九番四地先まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日七時

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）